

新潟県柏崎市 I T 商品開発支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新たなソフトウェアやサービス創出等の研究開発を行う事業を支援し、情報産業の振興を図るため、柏崎市 I T 商品開発支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和 5 0 年規則第 2 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、中小企業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 情報通信業のうち情報サービス業及びインターネット附随サービス業を主たる事業として営むもの
- (2) 市内に本社又は主たる事業所を有するもの
- (3) 引き続き 1 年以上事業を営んでいるもの
- (4) 市税を滞納していないもの
- (5) 他に同種の補助金等の申請がないこと。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、新製品・新技術を開発する事業等（既存の製品及び技術の改良を含む。）で、事業計画の認定を受けたものとする。

2 補助事業の期間は、補助金の交付決定の日からその翌年 2 月末日までとする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。消費税及び地方消費税を除く。）は、次に掲げるもののうち、補助事業の執行に必要と認められる経費とする。

- (1) 大学に対して支払う共同（委託）研究費
- (2) 開発・改良に係る人件費（直接従事する者の直接作業時間に対するものに限る。）

(3) 外部委託費（補助対象経費の2分の1以内とする。）

(4) 技術指導に対する謝金

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げる事業の区分に応じ、300万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとし、予算の範囲内で交付する。

(1) 新製品・新技術を開発する事業 補助対象経費の2分の1以内の額

(2) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学をいう。）との連携により、共同で新製品・新技術を開発する事業 補助対象経費の3分の2以内の額

2 一の補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内で1回に限るものとする。

（事業計画書の提出）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業計画者」という。）は、別に指定する日までに、柏崎市IT商品開発支援補助金事業計画認定申請書（別記第1号様式。以下「事業計画書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書

(2) 定款

(3) その他補足資料（開発品の概略図や説明図等）

（事業の採択）

第8条 市長は、前条の規定による事業計画書の提出を受けたときは、別に定める審査基準に基づく審査を行うとともに、補助事業の採択又は不採択について、柏崎市IT商品開発支援補助金事業採択（不採択）通知書（別記第2号様式）により、事業計画者に通知しなければならない。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第9条 補助金の採択を受け、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、柏崎市IT商品開発支援補助金交付申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 柏崎市 I T 商品開発支援補助金事業採択通知書

(2) 市税完納証明書

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは必要な条件を付して補助金の交付を決定するとともに、
柏崎市 I T 商品開発支援補助金交付決定通知書（別記第 4 号様式）
により、不適当と認めるときは柏崎市 I T 商品開発支援補助金不交
付決定通知書（別記第 5 号様式）により、速やかに申請者に通知す
るものとする。

（補助金の請求）

第 10 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業
者」という。）は、補助事業が完了した後、補助金を請求するときは、柏
崎市 I T 商品開発支援補助金実績報告書（別記第 6 号様式。以下
「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出し
なければならない。

(1) 第 5 条に掲げる経費の領収書等支出証拠書類の写し

(2) 人件費集計表（別記第 7 号様式）

(3) 作業日報（別記第 7 号様式の 2）

(4) その他参考資料（成果品写真、概要図等）

（補助金の額の確定及び補助金の交付）

第 11 条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合、審査等によりそ
の補助事業が交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助事業に要し
た実績額に応じて交付すべき補助金の額を確定し、柏崎市 I T 商品開発
支援補助金確定通知書（別記第 8 号様式）により補助事業者に通知する
ものとする。

2 市長は、前項の規定による補助事業の完了を確認した後、補助金を交付
するものとする。

（検査等）

第 12 条 市長は、補助事業者に対し、補助事業の成果及び経理の状況につ
いて説明を求め、又は補助事業に対し検査を行うことができる。

2 補助事業者は、補助事業の完了後 3 年間、補助事業の遂行状況を各年度
末までに市長に対して報告しなければならない。この場合において、報告
の様式は問わない。

(委任)

第 13 条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和 11 年 5 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 17 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟県柏崎市 I T 商品開発支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。